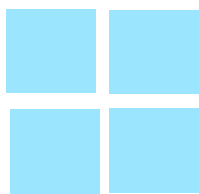




令和 **7** 年度
移住者方

山形県



住まいの支援

～移住世帯向け家賃補助金～

県外から移住された方が賃貸住宅に居住された場合、
家賃の一部(上限1万円/月)を最大24か月分補助します!

主な対象要件

: 以下の1～5全てに該当する方

1. 令和7年中(1月1日～12月31日)に、県外から県内の市町村に移住
2. 移住前に、「やまがた暮らし移住希望登録」に登録
3. 移住後に、「移住完了アンケート」に回答
4. 県内に定住する意思があること
5. 転勤・出向・派遣・進学に伴う移住ではないこと

補助対象経費

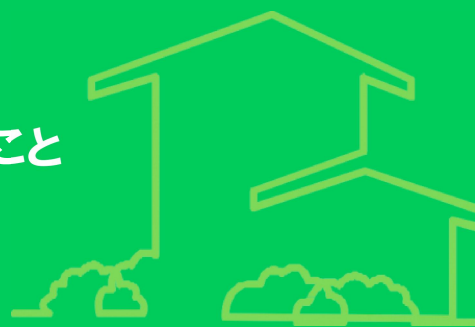
申請者が**自己の居住のために賃貸する物件**※について、
申請者本人が契約者である住宅賃貸借契約に基づき支払った、
令和8年2月分～令和9年1月分の家賃

※県営・市町村営の賃貸住宅、社宅、3親等以内親族が所有する賃貸住宅などは補助対象外です。

◆申請の流れ等は、**本チラシ裏面**をご覧ください

申請期限

令和9年1月29日





令和8年度山形県移住世帯向け住まいの支援事業費補助金

申請の流れ

※スマートフォンやパソコン等を利用した電子申請となります。

STEP1 毎月の家賃のお支払い



STEP2 必要書類※を準備して「やまがたe申請」で申請

※以下の書類の電子データ（スマートフォン等で撮影した画像度）をご準備ください。

■家賃支払証明書（別記様式2）、誓約・同意書（別記様式3）

【過去に交付を受けていない方、過去に交付を受けているが内容に変更がある方は、下記書類も提出して下さい】

以下の①②のいずれか

いずれも個人番号がないもの、かつ、申請日から3か月以内に発行されたもの

①住民票謄本の写し ②戸籍の附票謄本の写し

住宅賃貸借契約書の写し

（物件情報、貸主・借主氏名、家賃、契約期間が記載されているページのみ）

住宅手当の支給が確認できる書類

（直近3か月分の給与支給明細書の写し）

補助金の振込先の通帳の写し

（通帳がない口座の場合は、登録口座ページを印刷したもの）

STEP3 山形県による申請内容の確認

申請順に確認を行いますので、ある程度お時間をいただきます。
確認事項がある場合、山形県よりメールにてご連絡します。

STEP4 交付決定



申請内容に問題がなければ、山形県よりメール及び書面にて交付決定のご連絡をいたします。

STEP5 指定口座に振込

令和9年3月までに一括で交付されます

【注意事項】

- ・転入日から3年以内に県外転出した場合、支援金を返還いただきます。
- ・県からのご連絡は、原則メールにて行います。@以下が次のアドレスからは受信できるよう設定のうえ、受信メールはこまめにご確認ください。
<@pref.yamagata.jp> <@yamagata-iju.jp> <@apply.e-tumo.jp>

【お問合せ先】

山形県みらい企画創造部 移住定住・地域活力拡大課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

メールアドレス:yamagatakeniju@pref.yamagata.jp